

# 高齢者等への除排雪支援

村では、高齢者等の冬期間における生活の安全確保を図るため、雪下ろしや除排雪にかかる費用に対して「高齢者世帯等除雪費助成金」を支給します。

## ■対象となる世帯

- ①世帯全員が、満70歳以上の方の世帯
- ②満70歳以上の方と、心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ③心身に障害をもつ方(※1)のみの世帯
- ④世帯全員が高齢や身体上の理由などにより独力で除排雪が困難な世帯
- ⑤母子世帯 又は 父子世帯

(平成31年3月31日までに満18歳をむかえるまでの児童のみがいる世帯)

※1 身体障害者手帳、精神福祉保健手帳、療育手帳を所持している方

ただし、次の要件のいずれかに該当する世帯については助成の対象となりません。

「村税等を滞納している方がいる世帯」「他の公的制度から助成を受けることができる世帯」

## ■対象となる除雪費用

屋根の雪下ろし、玄関先などの除雪及び排雪に要した経費

## ■助成額

対象除雪費用の2分の1で、1世帯につき上限3万円

## ■申請期間

平成31年3月31日まで



## ■申請方法

申請書へ必要事項を記入し、除排雪にかかった費用の領収書を添付して申請してください。

チラシへの掲載を希望した業者は以下の一覧表のとおりです。

(掲載は希望順)

No.	集落等	商号及び代表者名	電話番号	FAX番号	雪下ろし	排雪
1	沖田面	有限会社村田建装 取締役 村田 勇蔵	77-2645 77-3629(夜間)	77-3795	○	○
2	小田瀬	小林建築 代表者 小林 清春	77-2886	77-3712	○	

上記以外の業者・個人の方に依頼して除排雪をおこなった場合でも、助成することができます。  
料金は、作業内容や雪の量などで変わりますので、事前に作業現場を見てもらい、料金を確認してから依頼してください。

依頼する方が、各業者等へ直接連絡してください。

## ●申請・問い合わせ先

役場 住民福祉課 住民福祉班 ☎77-2222(こあに電話可)

# 12月は「村税等徴収強化月間」です

村民の皆さんから納めていただいた村税等は、福祉や保健、教育、道路整備をはじめ、皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。

村では、村税等の滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「村税等徴収強化月間」として税収等の確保に努めます。

**※納期限までに納めていない村税等がある人は直ちに納付してください。**

## 納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

納期限を過ぎても納付されない人には、文書による督促状や催告書の送付、電話による催告、戸別訪問などを行います。それでも納付されない滞納者に対しては、財産の差押を行う場合があります。

また、悪質な場合や村単独での徴収が困難な場合は、「秋田県地方税滞納整理機構」に滞納事案が引継がれ、徹底的な財産調査を実施し、滞納整理が行われます。

### 『秋田県地方税滞納整理機構』とは・・・

- ・秋田県と県内全市町村が、税負担の公平を図るため、協働して滞納整理に取り組むための組織です。
- ・市町村から引継ぎを受けた滞納税について、差押を中心として滞納整理を行います。

## コンビニからも納付できます

村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料、上下水道料、保育料、学校給食費、奨学金返還金については、コンビニエンスストアから納付ができます。

**(※納期限・納付期限を過ぎていない、バーコード付の納付書に限ります。)**

納期限を過ぎた場合でも、コンビニ用納付書を再交付いたしますので、ご希望の場合は担当へご連絡ください。

## 納税が困難な場合はお早めにご相談ください

病気や失業など、やむを得ない事情で村税等を納期限までに納めることができない場合は、放置せず、早めにご相談ください。

一人で悩まず、一緒に滞納解消の方法を考えましょう。

◆納め忘れ防止には口座振替をお勧めします。お申し込みについても、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ先：住民福祉課 税務保険班 ☎77-2222

村税等の納期限のお知らせ  
12月は「25日」です

12月25日(火)は、村税等の納期限日となっておりますので、お納め忘れのないようお願いいたします。

また、口座振替をご利用されている方も、25日が引落日になりますので、残高不足にならないよう、事前に残高のご確認をお願いいたします。

なお、コンビニエンスストアでのお支払については、納期限内の利用に限りますのでご了承ください。納期限内納付が厳しい場合には、分割納付もできます。お気軽にご相談ください。

### 12月納期の村税等

・村県民税	4期
・国民健康保険税	6期
・後期高齢者医療保険料	6期
・介護保険料	6期
・保育料	12分
・住宅料	12分
・学校給食費	12分
・奨学金返還金	12分
・簡易水道料	11分
・農業集落排水使用料	11分
・下水道使用料	11分

● 問い合わせ先  
住民福祉課

☎(77)2222  
税務保険班

# 地域おこし協力隊 誌

④ 杉浦編

12月に入り、今年も残すところあと少しとなりました。夜から朝に向けては気温がマイナスになることも珍しくなくなってきました。12月時点でこれだけ寒いということとは一体今年の冬は何度くらいまで気温が下がるのでしょうか。

最近の作業は予想していた通り冬を迎える準備でした。各家の雪囲いをしたり、水路の修復をしたり、薪運び、薪ストーブの準備など様々でした。一通りの家の冬支度は済んだのかなと思います。それにしても夏と冬の雑草の伸び方の違いにはとても驚かされます。夏には一回草刈りしても2〜3週間後にはまた伸びてきていた雑草も冬が近づき、寒くなつてくるとほとんど伸びてきません。雑草にも冬眠等といったものがあるのでしょうか？正直、雑草には常に今時期くらいの伸び方をしてくれないかなと願わずにはいられません。雑草にもあるように人間にも成長する速度が速いとき、遅いときといったものがあるのでしよう。今の自分はたぶん少し遅くなっている気がします。色々なことに慣れてきたからでしょうか。秋田に

来てから半年間くらいはすることなすことが初めてのことで、かなりで、ものすごい速さで成長できているなど感じていました。最近もそれが無くなったわけではないですがやはり慣れとは怖いものでそういったものを感じづらくなっているような気がします。しかし悪いことばかりなわけではなく、むしろ人間関係といった面ではだいぶ良くなつてきています。初めは、知り合いなど一人もいない状況からのスタートでしたがこの半年間でたくさんの人と関わり、知り合いになることができました。その中でも休みの日に一緒に出掛けられるような人ができたり、何かあった時に愚痴を言ったり相談できたりする人もでき、とても感謝しています。こういった人たちとは任期満了後にも仲良くしていきたいと思えますし、残りの2年半の間にもこういった人を増やしていきたいです。

たまに一息いれながら力を蓄え、これから始まる長い冬と2年半を楽しめるよう頑張ります。

## 平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

次世代育成支援の観点から国民年金第一号被保険者が出産を行なった際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

### ● 免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産・流産・早産された方を含みます。）

### ● 対象者

「国民年金第一号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

### ● 届出時期

出産予定日の6か月前から届出が可能ですので、速やかに届出してください。

※ ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

### ● 届出先

上小阿仁村役場 住民福祉課

## 《よくある質問》

- Q1 .. 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか。
- A1 .. 施行日が平成31年4月ですので平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4・5月分の保険料が免除になります。
- Q2 .. 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか。
- A2 .. 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものと、して老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- Q3 .. 産前産後期間は付加保険料を納付することが出来ますか。
- A3 .. 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することが出来ます。
- Q4 .. 出産後に届出することが出来ますか。
- A4 .. 出産後でも届出することが出来ます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。
- Q5 .. 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか。
- A5 .. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されません。

### ● 問い合わせ

鷹巣年金事務所 ☎(62)1490  
住民福祉課住民福祉班 ☎(77)2222

## 村営住宅の入居者募集

### ■ 公営住宅

- ・小沢田団地  
小沢田字様ノ下264番地
- ・木造平屋3LDK(H12 建築)1戸  
(家賃1万9600円)2万9200円
- ・沖田面団地  
沖田面字長根沢346番地
- ・木造平屋4LDK(H7 建築)1戸  
(家賃1万8200円)2万7000円

### ■ 単独住宅

- ・水無団地  
沖田面字水無31番地(1戸)
- ・木造平屋2DK(H12 建築)  
(家賃6000円)1万2000円
- ※高齢者等に限る

### ■ みなし特定公共賃貸住宅

- ・小沢田団地  
小沢田字様ノ下264番地
- ・木造平屋3LDK(H15 建築)1戸  
(家賃4万2000円)

### ■ 特定公共賃貸住宅

- ・沖田面団地  
沖田面字長根沢345番地
- ・木造平屋3LDK(H8 建築)1戸
- ・木造平屋3LDK(H9 建築)1戸  
(家賃4万2000円)

### ■ 入居資格

- ・収入基準(世帯月額所得)を満たすこと

公営住宅及び単独住宅  
15万8000円以下

みなし特定公共賃貸住宅  
15万8000円超48万7000円以下

- ・住宅に困窮していることが明らか  
なこと
- ・村税等を滞納していないこと

### ■ 家賃

世帯人員数、所得等に応じて決定  
します

### ■ 敷金

家賃の3か月分

### ■ 募集期間

12月10日(月)～20日(木)

※土日祝日除く

### ■ 申込方法

入居申請書に必要事項を記入して、  
必要書類を添付し提出してください。

※必要書類(入居する方全員分)

- ・住民票
  - ・所得証明書
  - ・納税証明書
- ※応募者多数の場合は審査にて決定  
します

### ● 問い合わせ

建設課 建設班 ☎(77)2224

## 上小阿仁村住宅 リフォーム支援事業

昨年度に引き続き、村内にある住宅の増改築・リフォームを行う方を支援しています。

### ■ 補助対象者及び補助額

村内にお住まいの方で、自己所有あるいは家族所有の村内にある住宅を増改築、又はリフォームする方(工事完了後に村内に転居する方を含む)

#### ● 一般世帯(持家)

工事費の10% 最大20万円  
※過去に補助を受けている場合は合わせて上限20万円

#### ● 多子世帯(持家)

(18歳以下の子どもが3人以上の親子世帯)  
工事費の20% 最大40万円  
※過去に補助を受けている場合は合わせて上限40万円

#### ● 子育て世帯(空き家購入後)

(空き家を購入し、18歳以下の子どもが1人以上の親子世帯)  
工事費の30% 最大60万円  
※過去に補助を受けている場合は合わせて上限60万円

村税、保育料、その他の公共料金を完納されている方

### ■ 補助対象工事

- ・工事に関する経費50万円以上
- ・村内に本店を有する建設業者等が施行

### ■ 事業の実施期間

平成31年3月15日までに完了実績報告書を提出

残り期間が少なくなっておりますので、ご注意ください。

### ● 問い合わせ・提出先

建設課 建設班 ☎(77)2224

## 建物を取り壊したときは 届出をお願いします

建物を取り壊した場合は『家屋滅失届』の届出をお願いします。  
届出がないと取り壊した後も固定資産税が課税されていることがあります。  
忘れずに届出ください。

### ● 問い合わせ

住民福祉課 税務保険班  
☎(77)2222